



右  
国会に提出する。

昭和四十九年一月二十三日 内閣総理大臣 田中 角栄

### 割増金付貯蓄に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、経済の現状に即応する臨時の措置として、割増金付貯蓄の取扱いを認める

ことにより、貯蓄の増強に資することを目的とする。

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の免許を受けた銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条第一項に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 労働金庫

七 信用協同組合

八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号又は第八号の事業を行ふ農業協同組合

九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第二号の事業を行ふ漁業協同組合

十 農林中央金庫

十一 商工組合中央金庫

一二 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項の免許を受けた生命保険会社

十三 前各号に掲げるもののほか、預金若しくは貯金の受入れ又は生命共済に係る業務を行ふ者のうち政令で定める者

2 この法律において「割増金付貯蓄」とは、次に掲げるもののうち、くじ引により割増金が付けられるものをいう。

一 預金(貯金、定期積金及び相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金(以下「掛け金」という。)を含む。)

二 前項第二号、第三号、第十号及び第十一号に掲げる者が発行する債券

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するもののうち信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補

てんの特約のあるもの

四 生命保険で保険期間満了後に満期保険金を一時に支払う旨の特約のあるもの及びこれに類する生命共済で政令で定めるもの(以下「生命保険等」という。)

(割増金付貯蓄の取扱い)

第三条 金融機関は、割増金付貯蓄の取扱いを行うことができる。

(割増金付貯蓄の条件)

第四条 割増金付貯蓄(第二条第二項第四号の生

命保険等を除く。次項において同じ。)に付けられれる利子又は配当(定期積金、掛け金及び割引の方法により発行した債券について、利子又は配当に相当するものとして大蔵省令で定めるもの。以下同じ。)及び割増金の額は、同一の募集に係るものごとに、同項第一号から第三号までに掲げる預金、債券又は金銭信託で割増金が付けられないもののうち、契約期間その他の条件が当該割増金付貯蓄と同一であるものに付けられる利子又は配当の総額として大蔵省令で定めることにより計算した金額を超えてはならない。

2 割増金付貯蓄は、当該割増金付貯蓄の一口の金額(くじ引

金額は、当該割増金付貯蓄の単位当たりの割増金付貯蓄に付けられる最高位の割増金の金額)は、当該割増金付貯蓄の単位当たりの割増金付貯蓄に付けるものとのうち、くじ引により割増金が付けられるものである。

3 金額をいう。以下同じ。)の一千倍を超えてはならない。

第二条第二項第四号の生命保険等に付けられる割増金の総額及び最高位の割増金の金額は、前二項の規定により当該生命保険等以外の割増金付貯蓄に付けられる割増金との均衡を考慮して大蔵省令で定める金額を超えてはならない。

4 割増金付貯蓄において割増金を付ける当せんの数は、くじ引ことに、総くじ数の三分の一を超えてはならない。

5 前各項に定めるもののが、金融機関は、割増金付貯蓄の取扱いを行う場合には、割増金付貯蓄の種類及び一口の金額その他割増金付貯蓄の取扱いに関し大蔵省令で定める条件に従つて行わなければならない。

(課税上の特例)

第六条 割増金付貯蓄の割増金については、所得税を課さない。

(罰則)

第七条 第四条の規定に違反して割増金付貯蓄の取扱いを行つた場合には、その違反行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八条 金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その金融機関の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その金融機関に対しても、同条の罰金刑を科する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(この法律の失効)

3 昭和五十年三月三十一日以前に取扱いを開始した割増金付貯蓄については、なお從前の例

による。

4 昭和五十一年三月三十一日以前にした行為及び前項の規定により從前の例によることとされる割増金付貯蓄に係る同日後にしての行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)

5 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第百三十六号)第二条第二項により改訂する。

三 割増金付貯蓄に関する臨時措置法(昭和四十九年法律第百三十六号)第二条第二項に規定する割増金付貯蓄につき受けた割増金

4 割増金付貯蓄において割増金を付ける当せんの数は、くじ引ことに、総くじ数の三分の一を超えてはならない。

5 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第百三十六号)第二条第二項に規定する割増金付貯蓄につき受けた割増金

(当該買受けに係る株式の名義書換の請求の事務を当該証券会社に委任する旨が併記されているため同表第十七号に掲げる委任状となるものを含む。以下「新株買付契約書」という。)」を、「当該会社等」の下に「又は証券会社を、「当該委任状」の下に「又は新株買付契約書」を、「委任をした者」の下に「又は当該新株買付契約書により株式を買取れる者」を加える。

第四条第五項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「以上の」を「を超える」に改め、同項に次の一号を加える。

別表第一課税物件表の適用に關する通則（以下「通則」という。）3イ中「同号に掲げる文書」の下に「とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第二十二号に掲げる文書とに該当する文書のうち、當該文書に売上代金（同号の定義の欄1に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。）に係る受取金額（五十万円を超えるものに限る。）の記載があるので、當該受取金額が當該文書に記載された契約金額（当該金額が二以上ある場合に、その合額額）を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書」を加える。

(二) 当該受取書の記載金額を売上代金にする金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を該受取書の記載金額とする。

(三) 当該受取書の記載金額を売上代金にできる金額とその他の金額に区分することできないときは、当該記載金額(当該金額のうちに売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があ

別表第一第一号の課税標準及び税率欄中「こえを「超える」に、「二千円」を「三千円」に、「五千円」を「一万円」に、「二万円」を「三万円」に、「三万円」を「四万円」に、「四万円」を「五万円」に改める。  
別表第一第一号の課税標準及び税率欄中「未満を「以下」に、「十円」を「五十円」に、「以上」を「を超える」に、「こえ」を「超える」に、「一千円」を「二千円」に、「五千円」を「一万元」に、「一万元」を「二万元」に、「二万元」を「三万元」に、「三万元」を「四万元」に、「四万元」を「五万元」に改める。

五二二四

三 別表第一第二十一号の課税文書(物件名の欄に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項 五十万円を超える金額

**通則3** ハに次のただし書を加える。

**別表第一** 第三号の課税標準及び税率欄1を次のように改め、同欄2中「二十円」を  
ときは、当該明らかにされたる部分の  
万円に改める。

を「五十円」に改められ

前項の承認を受け、印紙税納付計算器を設置する。  
六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の規定」を「前二項の規定」に、「同項の税務署長」を「第一項の税務署長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

通則3ホ中「こえるもの又は」を「超えるもの、」  
に、「百万円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号」を「百万円を超えるもの又は第二号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二十二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された売上代金に係る受取金額が

五十五万円以下のもの  
五十六万円を越え百万円以下のもの  
五十七万円を越え二百万円以下のもの  
五十八万円を越え三百万円以下のもの  
五十九万円を越え四百万円以下のもの  
六十万円を越え五百万円以下のもの  
六十一万円を越え六百万円以下のもの  
六十二万円を越え七百万円以下のもの  
六十三万円を越え八百万円以下のもの  
六十四万円を越え九百万円以下のもの  
六十五万円を越え一千万円以下のもの

五十円  
百円  
三百円  
五百円  
千円

**第十三**条の見出し中「委任状」を「委任状等」に改め、同条第一項中「開始の日」の下に「又は新株買付契約書の交付期限」を、「委任状」の下に「又は新株買付契約書」を加える。

きる場合には、当該明らかにすることができる全額を「該受取書の記載金額」を加え、通則4ハを通則4ニとし、通則4ロの次に次のよろに加え  
る。

別表第一 第五号の課税標準及び税率欄中  
のもの  
え五百萬円以下  
え千萬円以下  
え五百円以下  
に改める。  
五十円  
百円  
五百円  
五百萬円以上  
五百萬円以上  
五百萬円未満のもの

百百円円円円を

第十四条第一項及び第二項中「第十条第三項」を「第十一条第四項」に改める。  
第十七条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

ハ 当該文書が第二十二号に掲げる文書(同の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。)のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関する

れるもの  
千円】

二〇〇

昭和四十九年二月二十二日 衆議院会議録第十四号 割増金付貯蓄に関する臨時措置法案外一案

三

別表第一 第十七号の説明

別表第一第十八号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「二十円」を「五十円」に改め

別表第一第二十二号の課税物件欄及び課税標準及び税率欄を次のように改め、同号の非課税物件欄中「一万円」を「三万円」に、「行なう」を「行う」に改める。

2 有価証券の受取書  
　　金銭又は有価証券の受取  
　　書で1に掲げる受取書以外  
　　のもの

1 卖上代金に係る金銭又は  
　　有価証券の受取書とは、資  
　　産を譲渡し若しくは使用さ  
　　せること（当該資産に係る  
　　権利を設定することを含

1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの

に掲げる税率とする。

五十万円を越え百  
万円以下のもの

万円以下のもの 百円  
百万円を超えて二百  
万円以下のもの 三百円

二百万円を超えるもの  
二百万円以下のもの 三百円

三百万円を超えるもの  
五百円以下

五百万円を超える  
万円以下のもの 千円

二千円以下もの

二千万円を超えるもの

三千万円を越え五  
千万円以下のもの 五千円

五二万円を起る  
億円以下のもの  
一億円を超えるも  
一万円

2 の 一 横山謙二  
1に掲げる受取書以外の 二万田

受取書一通につき 五十円

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「二十円」を「五十円」に改める。  
別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「四十円」を「百円」に改める。  
別表第一第二十五号の課税標準及び税率欄中「百円」を「千円」に改める。  
別表第三中「社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号」を「社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第六号」に改める。

二 取書  
る金錢又は有価証券の受取  
て受託者が委託者に代わ  
つて支払う売上代金の全  
額を委託者から受け取る  
場合に作成する金錢又は  
有価証券の受取書

昭和四十九年五月一日（以下「適用日」という。）以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される文書に係る印紙税については、な  
お従前の例による。

係る部分は、新法第十四条第一項の規定中新株買付契約書に付期限が適用日以後到来する場合について適用する。この場合において、新法第四条第二項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る新株買付契約書については、同日に受け取つたものとみなす。

改正前の印紙税法(以下「旧法」という)第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額(以下この項において

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。  
2 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、

という。)に代わって売上  
代金を受け取る場合に作  
成する金銭又は有価証券  
の受取書(銀行その他の  
金融機関が作成する預貯

八 受託者が委託者に代わ  
り、金口座への振込金の受取  
書その他これに類するも  
ので政令で定めるものを  
除く。二において同じ。)

て「新法の税額」という。が旧法第七条の規定に

より算出した税額(以下この項において「旧法の税額」という。)を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定による。

5 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により從前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

### 理由

今次の税制改正の一環として、最近における経済取引の推移等にかえりみ、売上代金の受取書について定額税率を階級定額税率に改め、その他の文書について税率の改定を行ふとともに、受取書の免税点を引き上げる等税負担の適正化措置を講ずるほか、納税手続を合理化する等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長安倍晋太郎君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[安倍晋太郎君登壇]

○安倍晋太郎君 ただいま議題となりました二つの法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案について申し上げます。この法律案は、経済の現状に即応する臨時の措

置として、割増金付貯蓄の取り扱いを認めること

により、貯蓄の増強に資することとしようとする

ものであります。そのおもな内容を申し上げま

すと、

第一に、割増金がつけられる貯蓄いたしまし

ては、預貯金、金融債、共同運用指定金銭信託及び生命保険等としております。

第二に、割増金付貯蓄の取り扱いを行なうこと

ができる金融機関、債券を発行する金融機関、信託

入れる金融機関、債券を発行する金融機関、信託

銀行及び生命保険会社等としております。

第三に、割増金付貯蓄の条件いたしまして

は、割増金付貯蓄につけられる割増金及び利子ま

たは配当の合計額は、割増金をつけない場合の利

子または配当の総額の範囲内とともに、最

高位の割増金の金額は、割増金付貯蓄一口の金額

の一千万倍以下とすることとしております。

また、割増金をつける当せんの数は、総くじ数の三分の一以下とすることとしております。

なお、このほか、割増金付貯蓄の取り扱いに関

する具体的な細目は、大蔵省令で定めることとし

ております。

第四に、課税上の特例といいたしまして、割増金に

ついては、所得税を課さないこととしております。

第五に、この法律は、时限立法といいたしまし

て、二年間に限り、効力を有するものとしており

ます。

本案につきましては、審査の結果、去る二月十九日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、日本社会党を代表して佐藤觀樹君、日本共産党。

革新共同を代表して小林政子君、公明党を代表し

て田中昭二君及び民社党を代表して竹本孫一君か

ら、それぞれ反対の意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて申しあげます。

附帯決議を付することに決定いたしましたが、詳

細は会議録に譲ります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案につい

て申し上げます。

この法律案は、今次の税制改正の一環として、

最近における経済取引の推移等に顧み、印紙税負

担の適正化をはかるため、その税率及び免税点を

引き上げるとともに、納稅手続を合理化するな

ど、所要の規定の整備を行なおうとするものであ

ります。

ナニわち、まず、現在二十円の一律定額税率と

されている金銭等の受け取り書のうち、充り上げ

代金の受け取り書について、最低五十円から最高

二万円までの階級定額税率を採用することにいた

しております。また、これに伴い、中小企業の負

担を軽減するため、受け取り書の免税点を現行の

三倍に引き上げることにいたしております。

次に、現在すでに階級定額課税が行なわれてい

る不動産譲渡契約書、手形等について、高額部分

の負担の引き上げを中心として、その税率の見直

しを行なうことにしております。

また、その他の文書で引き続き定額課税が行な

われる合併契約書、預貯金証書等につきまして

も、それぞれその定額税率の引き上げをはかるこ

とにいたしております。

以上のほか、印紙税納付計算器の使用制限を若干緩和するなど、所要の規定の整備合理化を行なうことにしております。

本案につきましては、審査の結果、一昨二十一日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、両案

[賛成者起立]

とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措

置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

〔國務大臣福田赳氏登壇〕

○國務大臣(福田赳氏君) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措

置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○國務大臣(福田赳氏君) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措

次に、人的控除につきましては、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ三万円、扶養控除を八万円引き上げて、各控除一律同額の二十四万円とすることいたしております。

これらの改正により、給与所得者の課税最低限は、平年分で、独身者の場合は、現行の四十五万円から七十七万円に、夫婦と子供二人の場合では、現行の百十五万円から百七十万円にそれぞれ引き上げられることになります。

以上の改正にあわせて、所得税の累進構造を緩和するため、課税所得二千万円以下の部分について、税率の適用所得階級区分を現行の約一・五倍に拡大することいたしております。

これにより、昭和四十九年度における所得税の一般減税の総額は、初年度一兆四千五百億円と、空前の規模のものと相なるものになります。

さらに、退職所得者の税負担の軽減をはかるため、三十五年勤続した場合の退職所得の非課税限度を一千万円に引き上げることとし、昭和四十八年度を一千万円に引き上げることとし、昭和四十八年度を一千万円に引き上げることといたしてあります。

以上のほか、白色申告者の専従者控除を現行二十万円から三十万円に引き上げ、また、少額貯蓄非課税制度の非課税限度額を現行の百五十万円から三百万円に引き上げるとともに、生命保険料控除及び損害保険料控除の控除対象限度額を引き上げるほか、寄付金控除のいわゆる足切り限度額を大幅に引き下げる等、所要の改定を行なうこととしたとしております。

また、災害被災者の負担を軽減するため、災害被災者に対する租税の減免、微取扱予等に関する法律によって所得税を軽減または免除する場合の所得限度額を倍額に引き上げることといたしております。

次に、法人税法の一部を改定する法律案について申し上げます。

まず、法人税の基本税率は、法人税法上三五%と定められておりますが、租税特別措置法の規定

により、昭和四十九年四月末までの間の暫定措置として一・七五%が加算され、現行は三六・七五%と相なっております。昭和四十九年度の税制改正におきましては、法人の税負担水準の適正化をはかる見地から、法人税法の規定の改定により、これを四〇%に引き上げることといたしております。

次に、中小法人に適用される軽減税率は、中小企業の現状にかんがみ、特にこれを据え置くとともに、その適用所得の範囲を三百万円から平年度七百万円に引き上げることとしておりますが、さらに、内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得に対する課税についての定額控除額を五百万円から一千円に引き上げることといたしてあります。

このほか、申告及び納税手続の簡素化のため、中間申告書の提出不要限度額を五万円から十万円に引き上げることといたしてあります。

最後に、租税特別措置法の一部を改定する法律案について申し上げます。

まず第一に、法人税の基本税率の引き上げに対応して、配当課税率を二六%から平年度三〇%に引き上げることといたしております。

第二に、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、揮発油税につきましては、その税率を一キロリットルにつき現行の二万四千三百円から二万九千二百円に、地方道路税につきましては、同じく四千四百円から五千三百円に、自動車重量税につきましては、普通用自動車を除き、その税率を原則として現行の二倍に、それぞれ引き上げることといたしております。

第三に、株式売買損失準備金の繰り入れ限度額の引き下げ、特定合併をした場合の割増し償却制度の廃止等、既存の特別措置の整理合理化を行ない、また、交際費課税の強化をはかるため、交際費の損金算入限度額の引き下げを行なうこととしております。

第四に、貯蓄の奨励、労働者財産形成及び住宅対策の見地から、少額国債非課税制度及び労働者財産形成貯蓄非課税制度等の非課税限度額を引き上げることともに、確定申告を要しない配当所得の限度額を引き上げることといたしております。

第五に、公害防止に資するため、金属鉱業等鉱害防止準備金制度の創設を行なうとともに、公害防止準備金制度の適用期限を延長することとしたとしております。

第六に、中小企業対策、技術振興、資源開発、農林漁業対策、私学振興、宅地対策等に資するため、それぞれ実情に応じ所要の措置を講ずることといたしております。

以上のはか、中小企業対策、技術振興、資源開発、農林漁業対策、私学振興、宅地対策等に資するため、それぞれ実情に応じ所要の措置を講ずることといたしております。

第七に、配当課税率を二六%から平年度三〇%に引き上げることといたしてあります。

第八に、所得税法及び災害被災者に対する租税の減免、微取扱予等に関する法律の一部を改定する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改定する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改定する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改定する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○山田耻日君　ただいま提案のありました所得税法の一部改定につきまして、私は、日本社会党を代表いたしまして、数点、根幹となる問題につきまして、總理、大臣、厚生の各大臣に質問をいたしたいと存じます。

一つは、インフレ期における税の構造と減税のあり方に対する基本的な認識、その姿勢についてでございます。

いま、国民は、戦争直後を除き、かつてない破局的なインフレに直面をいたしております。もちろん、その要因の一つに外的条件のあることは否定をいたしませんが、しかし、今日の狂乱的な物価高騰の主役は、政府が長年にわたってとり来たりました経済の高度成長政策と、それをしつかりさせえてきた成長型財政とががつちりとからみ合い、根本をおろしてきたところにインフレの主因があるのです。このことは、いまや、国民たれ一人として否定をし得ない明白な事実でござります。

端的に申し上げて、現在の爆発的インフレは、この二年来の政府の為替政策の失敗や景気政策の失敗に加えまして、列島改造論にあおられた土地、株、あらゆる商品の買い占め、投機を野放しにしてきた誤った経済運営の必然的な結果でござります。(拍手)石油ショックがこの田中インフレの充満したガスに点火をいたしまして大爆発を起こしたものと見るべきでござります。田中総理は、みずからきびしい反省をいたすべきが当然であります。

この過酷なインフレの影響をどう食いとめるかが、いわゆる福祉優先への転換について最大の焦点であることは、もはや申すまでもございません。

物価の上昇は、働く者の実質所得を減価させ、消費や貯蓄を切り下げていくだけでなく、名目賃金の上昇がそのまま実質増税になつてはね返つてくるのであります。さらには、老人、母子、生活保護世帯にとって、低い社会保障に加えまして、インフレがストレートにこれに作用し、まさに低い所得と物価上昇のダブルパンチを受けることになります。

それだけにはとどまらずに、インフレは、それ自体が大衆課税的な効果を持っているのであります。土地や株を持っている資産所得者は、勞せず

してもうけがころがり込み、土地成金や株主長者を生み、インフレ利得を通して、富める者と貧しい者との不公平や格差がますます拡大されているという実態でございます。ところが、所得再分配の機能を果たすべき我が国の税制は、勤労所得には重く、かえって大法人や高額所得者、とりわけ資産所得や不労所得に対し不当に軽い税の構造になつてゐる所以であります。本来、正しい意味での累進構造がゆがめられているのであります。

ここで一例を示してみましょう。

東京都の新財源構想委員会の報告書によりますと、全国の申告所得一千万から二千万円までの者で、所得税、住民税の合算税率は二一・五%でございます。二千万円以上の者になりますと一七%と、高額所得者になるにつれて税負担は減っていくのであります。所得が二百万から三百万の人に対しては一五・二%の税率であることから見まして、税の累進制は一体どうなつてゐるのか。納税の義務感というものは、徵税の公平、公正、その上にのみ存しておるのだということを見忘れてはならないのであります。累進制を故意にひん曲げたのは一体だれなのですか。

田中総理、あなたが総理になられて一年有半、極端にそのひずみがあらわれ始めたと見るのは、私一人の見方ではないのです。

本年度、政府税調の報告書を見ますと、昭和四

十七年度で二百万円以下の所得を得ている者は、

給与所得納税者全員の八七・四%、二千十三万人

の多数にのぼっております。この多くの勤労国民は、インフレに苦しみ、税の重課と不公平をなじり、ゆがめられた累進構造を正しい本来の姿に引き戻すために、悲痛な怒りに満ちた声はますます強大なものとなりました。何らかの行動に発展するのではないかと、心から憂慮いたさるのであります。

総理、あなたが昨日、労働団体に言われたことは裏づけがないのです。あなたがよく言わ

して、土地成金や株主長者を生み、インフレ利得を通して、富める者と貧しい者との不公平や格差がますます拡大されているという実態でございます。ところが、所得再分配の機能を果たすべき我が国の税制は、勤労所得には重く、かえって大法人や高額所得者、とりわけ資産所得や不労所得に対し不当に軽い税の構造になつてゐる所以であります。本来、正しい意味での累進構造がゆがめられているのであります。

東京都の新財源構想委員会の報告書によりますと、全国の申告所得一千万から二千万円までの者

で、所得税、住民税の合算税率は二一・五%でござります。二千万円以上の者になりますと一七%

と、高額所得者になるにつれて税負担は減っていくのであります。所得が二百万から三百万の人に対しては一五・二%の税率であることから見まして、税の累進制は一体どうなつてゐるのか。納税の義務感というものは、徵税の公平、公正、その上にのみ存しておるのだということを見忘れてはならないのであります。累進制を故意にひん曲げたのは一体だれなのですか。

田中総理、あなたが総理になられて一年有半、

極端にそのひずみがあらわれ始めたと見るのは、私一人の見方ではないのです。

本年度、政府税調の報告書を見ますと、昭和四

十七年度で二百万円以下の所得を得ている者は、

給与所得納税者全員の八七・四%、二千十三万人

の多数にのぼっております。この多くの勤労国民は、インフレに苦しみ、税の重課と不公平をなじり、ゆがめられた累進構造を正しい本来の姿に引き戻すために、悲痛な怒りに満ちた声はますます強大なものとなりました。何らかの行動に発展するのではないかと、心から憂慮いたさのであります。

総理、あなたが昨日、労働団体に言われたことは裏づけがないのです。あなたがよく言わ

れる決断と実行の政治哲学は、見せかけのものであります。

あつてはなりません。多くの国民が、なるほどと

うなずいてくれる税制に対する基本的な姿勢を、

この際、明確に示していただきたいのであります。

今回の税制改正においても、画期的といわれて

おりますけれども、いま私の指摘した問題点につ

いては、全然反省をいたしていないのであります。

す。先進諸国では例を見ない最低の法人税、租税

特別措置による大企業優先の投費促進的な措置、

加えて、個人税制においては、土地の譲渡所得、

高額利子、配当に対する優遇措置など、資産所得

に対する過度の優遇措置が依然として持続され

いるではありませんか。この大企業や金持ち優遇

の税構造が一そろインフレを加速させたことは、

間違いのない事実であります。だから、税の構造

そのものを抜本的に改革する必要は、いまや不可

欠になつてきたのであります。避けて通ることは

許されないのであります。

今回の大幅減税といわれる一兆四千五百億の減

税措置については、二兆円減税を足切りにしたな

どと、皮肉は私は言いません。しかし、減税に

よつては救済をされない老人、低額所得者、身障

者、母子、生活保護世帯などに至りましたは、生

存権すら奪われようとしている現状であります。

目に見えない社会的犯罪といわなければならぬ

ことがあります。

高額所得者だけが日本の国民ではありません。

なぜ、このようなメリットを特別に高額所得者に

なげ、このようにもとめられました。四人家族に

なげ、このようなメリットを特別に高額所得者に

なげ、このようなメリット

ならば、経費の実額控除に道を開き、納税者の選択によって実額控除の申告制を認めるべきでござります。この主張は納税者の本来の権利だと思うのだとさいます。もしそうなれば申告者が多過ぎて困るといわれるのならば、それは給与所得控除が必要経費控除として低過ぎるということの証左にはなりません。

納税者の基本的人権を保障する上からも、必要経費の実額控除制を採用すべきであると私は思いますが、大臣の見解を承りたいのでござります。(拍手)

以上、大筋三点について申し述べましたが、今日の税制の最大の問題点は、総合累進課税構造がずたずたにひん曲げられており、東京都の調査でも明らかに示されておりますように、完全に高額所得者優遇の逆進制となつておるのであります。これに加えて、住民税の低い課税最低限、悪平等な均等割制度で、低所得者は一そなうの逆進的負担になつてくるのであります。まさに、いびつといふやうか、不公平といおうか、許しがたい制度になつてゐるのだとさいます。この根本原因は、利子、配当の分離課税によつて高額所得者の税率が不正に低く抑えられているからであります。

勤労世帯の平均貯蓄額は、昭和四十七年で約百七十万円程度でございます。これに対して、金利、利息を百万円もあらう人は、当時、利回り五・五%といつてしまして、貯蓄は一千八百十八万円で

なさいます。株の配当百万円もあらう人は、一割配当で一千円相当の株券の保持者でございます。こうした人々は少なくとも年収一千万円以上のクラスでございます。税率は、所得税だけでも五〇%は払わなければならない階層でございます。この上積み税率は、利子所得分離課税を選択すれば二五%、これに少額貯蓄非課税制度をフルに活用してさらに税率を下げていく、こうした仕組みになっています。これがいえます。二五%の源泉分離課税が選択できる上に、一銘柄五万円までは一五%の源泉徴収で済むことになっているのです。

さらに、福田財政の悪質なやり方は、昭和四十四年、福田藏相當時、個人の長期保有の土地譲渡所得分離課税によりまして、一〇%から一五%の低い税率の分離課税を行ない、昭和四十九年、五年におきましても、二〇%の分離課税で済ませれるのであります。土地の譲渡所得が八千万円以上の場合には、七五%の税を払うのが当然でござります。その上に住民税がかかるのであります。しかし、これが一〇%や一五%の税金で押さえられてゐるところだ、税制をひん曲げた悪の根源があるのです。

なお、いま一つ加えるならば、株式の売買利益は一切課税の対象となつていいということであります。極悪非道といふことばがござりますが、私は、このことのためにできたことばではないかと思ひます。

こういう制度を野放しにしておいて、インフレ利得をほし、ままにむさぼらせておきながら、インフレによる被害者を救済するとして、逆に高額所得者の減税を青天井で行なうということは、まさに木を見て森を見る無定見さに尽きるといえます。(拍手)

大臣、私はこれまで税構造の基本的な問題に触れてまいりましたが、国民が納得して納税をするためにはきわめて重要な事柄を述べてきました。なぜ総合課税体系の改正に抜本的に取り組まれないのであれば、その理由を明示していただきたい。所得の根本改正とは、いま私が指摘した事柄を抜きにしてはどうい考えられません。

○謹長(前尾繁三郎君) 山田君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○山田耻目君(続) 具体的な方法、時期を明らかにお示し願いたいのだとさいます。

最後に、インフレ弱者に対する具体的な方策として、次のことについて、関係大臣、それぞれお答えをいただきたいと思います。

一つは、私外四名の提出になる、三万円を限度とする所得税の払い戻し措置を、昭和四十八年度中に必ず実行していただくこと。

二つ目には、公的年金受給者に対する免稅措置をとるとともに、深夜の労働に対する手当などは非課税とすべきでござります。三つ目は、老人、母子、身障者、生活保護世帯等に対する年金及び手当の最低一カ月分以上を繰り上げて支給していただきたいのだとさします。

ささやかな善政であるけれども、この程度のあたかみのある行政すらできないとするならば、私も政治家の一人として、深い悲しみと激しい憤りを腹の底から覚えてくるのです。衷心より御配慮いただくことを申し上げまして、私の質問を終ります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 山田耻目君にお答えいたします。

第一は、税に対する基本姿勢でござります。所得税の基本が総合累進課税にありますことは申すまでもございませんが、各種の政策的要請から総合課税とされていないものがあることは、御指摘のとおりでござります。たとえば、利子、配当につきましては、貯蓄の奨励、個人株主の育成という見地から、納税者の選択によって分離課税とすることが認められておるのであります。また、土地の譲渡所得に対する分離課税につきましては、税制調査会の答申も明確に指摘をいたしておりましたとおり、税負担の公平を犠牲にしても、土地供給の促進をはかることが必要であるとの判断のもとに創設をされたわけでござります。したがいまして、現在の制度を直ちに廃止することは適当ではなく、さしあたり、制度の期限到来、すなわち昭和五十年末までの期間に慎重な検討を続けることが適当であると政府は考えておるのであります。

第二は、年金及び生活保護費を一ヶ月程度前払いすべしという御指摘でございますが、年金受給者につきましては、提出年金について、年金額の実質価値を維持するために、昭和四十九年度から年金額のスライドを実施することいたしております。福祉年金につきましては、その額を五〇%引き上げるなど、大幅な年金額の引き上げを行なうこととしたとしておるわけでございます。

年金制度は、一定の受給要件に従い、一定水準の給付を規則的に行なうものでございまして、受給権の確定していない将来の期間に対する給付を前払いすることは、制度の趣旨から見て適當ではないと考えるのであります。

生活保護世帯につきましては、昭和四十八年度におきましても、物価の動向等を勘案いたしまして、二回にわたる特別措置を行ないました。今後も情勢の変化に応じた対応措置を必要とするようなことがあれば、敏速に所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

また、年収二百万円以下の者に対し、年度内に三万円税額控除の戻し税減税を行なつてはどうかという御提案でございますが、現在の経済情勢のもとにおいて、政府は財政金融政策の総力をあげて物価の安定につとめておるところでございます。この意味から、減税を年度内に繰り上げて実施することは考えておりません。

残余の問題については、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

○国務大臣(福田赳氏君) 給与所得控除の最高限度額を廃したことに対する御批判でござりますが、この問題は、税制調査会におきましても御指摘のような意見もあり、なかなかむずかしい問題であったわけあります。しかし、給与所得控除は給与所得の多寡によってその待遇を変うべきものではない、そういうことで、最終的には、圧倒的多数の方が、最高限度額の撤廃にこの際——との際というのは、今回この大幅な大減税をやる、そのこの際にこれを実行すべし、そういうことでございます。つまり、他の所得者、つまり事業所得者等との均衡を考慮するとき、それが妥当であると私も判断をいたしたわけです。

次に、課税最低限に必要経費である給与所得控除を加えるのは不当ではないか、こういうお話をございますが、課税最低限といふものは、そもそもがこれは法律上の問題ではございません。これは、どの程度の所得階層の方が非課税になるのかというふうに考えます。

それから、夜勤手当につきまして、西ドイツがやっているように免稅にされたらどうだらう、こういうようなお話でございますが、夜勤手当であります。給与は給与であります。そういうふうなことから考えます。この意味から、減税を年度内に繰り上げて実施することは考えておりません。

それから、給与所得者に源泉徴収と申告納税の選択権を与べし、こういうお話でござります。しかし、今日の源泉徴収制度は、国にとりましては税収を確保するという一面がある、また、納税

者にとりましては繁雑な手続を省略し得る、こう和するという一面もあるのであります。しかしながら、諸外国でこの制度は採用され、わが国におきましても定着慣熟しておる制度だと思いますので、これを改正する意図は持ちません。

それから、公的年金につきましてはすべて非課税にすべきではないかという御所論でござりますが、これは四十九年度の税改正によりまして、六十五歳以上の老人に対しましては特別控除制度が認められたわけであります。この制度によりまするときには、六十五歳以上の老夫婦におきましては百四十五万円までが非課税になる。今回、四十九年度税制改正が行なわれると、この額は実際に百六十七万円と相なるのであります。でありますので、特殊な高額の公的年金を受ける方、あるいは他に所得があるという方は、これは格別でございますが、大かたこの制度で公的年金受給者は非課税となる、これを制度的に改正する必要はないかのように考えます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

経済的に弱い立場にある人々の生活を守る最も重要な問題でございまして、厚生省におきましても、来年度の予算編成にあたり最も力をいたしましたところでござります。特に生活保護費は、最低生活保障という制度でございますので、物価の動向等を十分に勘案いたしまして、昨年においても一度の特別措置を講じてまいりましたが、来年におきましても二〇%の引き上げを行ない、さらにもうた、老人ホームその他の社会福祉施設につきまして、同じよう二〇%の引き上げを行なうこといたしておるわけでございまして、今後とも、情勢の変化に応じ、対応的な措置を臨機にいたしまりたいと考えておるところでございます。

また、年金につきましては、提出制年金につきましては昨年大幅な改正を行なつましたが、さら

に本年度におきましてはスライド制をいよいよ実行することといたし、物価動向をにらみ合わせてその引き上げを行なうことといたし、さらによた、福祉年金等につきましてもそれぞれ大幅な引き上げを行なつておるところでございまして、最低一ヵ月程度の前払いということは困難であると考えております。しかし、私どもは、こうした経済的に弱い方々の生活を守るということは最も大事なことでございますから、情勢の推移に応じ、最も努力をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 佐藤樹君。  
〔佐藤樹君登壇〕

○佐藤樹君 田中内閣は、後世の歴史家から特筆されるであります。

〔議長退席 副議長着席〕

それは、わざか一年半にして、任期半ばにして、二度にわたる経済危機、物価高騰の社会的混乱をもたらし、国民にはかり知れない損害と犠牲を与えた内閣としてであります。

私は、日本社会党を代表して、このような田中内閣の言語に絶する大罪を彈劾するとともに、大企業にこのような横暴を許してきた法人税・租税特別措置法について、幾つかの質問をいたしました。(拍手)

戦後の企業は、企業こそ国家なりと、政府の経済成長第一主義、輸出優先主義の政策と相まつ

て、大きく成長してきました。この成長に大きな役割を果たしたのが、大企業優遇の税制であります。

現行の法人税・租税特別措置法には、大企業優遇のために四つの恩典があります。

第一は、法人税の基本税率が、つまり社内留保分に対して三六・七五%と、諸外国に比べてもきわめて低いことであります。

第二に、利益から支払う配当には、二六%の課税という、法人税より低い課税になつていています。

第三に、他の企業から受け取る配当に対しても、支払い配当を除いた部分の七五%は益金に入れてよいという制度であります。

第四に、数々の引当金、準備金、特別償却などのがされていることがあります。

これら四つの恩典によって、大企業は、社内留保をふやし、他の会社の株を多数保有し、課税をのがれ、巨大化し、独占、寡占体制をつくり上げてきたのであります。今日の悪性インフレは、このような企業の過剰資金がもたらした当然の結果であります。

いまや、物価上昇率は、昭和二十七年の朝鮮動乱以来の狂乱物価であります。二十七年には、法人税率を三五%から一挙に四二%に引き上げ、景氣を引き締めたのであります。このような観点からしても、法人税率を四二%以上にする必要があると考えますが、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

このように企業の過剰資金がもたらした当然の結果であります。この点について、田中首相の基本的認識をお伺いしたいと思います。

しかし、いまや、成長型から福祉型への転換が要求されている時代であります。国民は、この財源を企業にも公平に負担させるべきだと考えるようになっております。この点に立って、本年度の

法人税の改正を見る限り、きわめて不満であります。

問題の第一は、依然として低い法人税率の問題です。確かに、政府案では、四〇%にするけれど、実効税率は四九・五%と、少々高くはなりましたが、しかし、これはあくまで計算上の税率であります。数々の特別措置によって、実際の税率は八%、五十年度からは三〇%にすることでお茶をかけ離れた軽いものです。大蔵省の資料によりますと、四十八年度の税率では、資本金一億円以上では三一・五%、資本金百億円以上になりますと三〇・一%と、きわめて軽くなっています。

第三に、この改正でも、これに一〇%を付加した程度という計算が出てますから、とても実際の税率を政府が目標とした五〇%にするというにはほど遠いものがあるわけであります。

政府は今まで、この支払い配当の優遇措置に対する対策としては、法人税は所得税の先取りであります。

私は、支払い配当を優遇する何ら積極的理由がない以上、留保分と合算して課税すべきだと考えますが、大蔵大臣の御所見を伺いたいと思います。

第三の問題点は、他の企業から受け取る配当をある限度まで益金に入れないと制度についての改正是、今度で何ら触れられておりません。四十七年度の法人間の受け取り配当総額は、四千四百九十五億円という巨額にのぼっておりますけれども、このうち、企業の益金として算入され、課税の対象になるものは、わざかの百四十七億円にすぎないのであります。この配当優遇措置というのは、初め、自己資本率を高めるという理由で設けられたのであります。この点に立って、本年度の

け取り配当についても、正當に全額を企業の益金に入れ、法人税率を課すべきであると思いますが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

次に、つくられた超過利得に対する課税問題についてお伺いをしたいと思います。

灯油がなくなる、次はトイレットペーパーだ、やれ、石油製品だ、洗剤だと、主婦が町々を狂奔しているとき、企業は、政府の無為無策と相まって、まさに千載一遇のチャンスとばかり、便乗値上げでぬれ手にアワのぼるもうけをしていたのであります。十二月の決算でも、問題企業は軒並み高収益をあげています。石油精製の東亜燃料工業が前期比の一・三五倍、石油化学の昭和電工は四・三五倍、石けんのミヨシ油脂に至っては四・三倍、織維のレナウンは四・二一倍といつたぐらいです。この悪徳商法、便乗値上げによるもうけです。この悪徳商法、便乗値上げによるもうけに税金をかけ、今後の便乗値上げをやめさせ、また、その税収をインフレの最大の被害者である国民に戻すのは当然のことであります。

わが党はこのために法人臨時付加税を課することを提案いたしました。これは、四十九年度の改定予定の法人税率を基準といたしまして、資本金別、所得階級別に五%、一〇%、一五%、二〇%の臨時の附加税を課し、最高の実効税率を六三・五%にしようとするものであります。ただし、資本金一億円以下で、所得が五千万円以下の中小企業は除外をします。また、二年間の时限立法

といなしまして、後、累進税率を適用した法人利潤税にこれを移行、吸収するように考えております。

この付加税方式は、自民党、共産党に代表され超利潤方式では、基本的には違つております。

一体、適正利潤とは何でしょ。適正利潤が法律で何をとめられるならば、これと一体不可分である適正配当、あるいは適正な給与額をおのぞときめる結果になりはしないか。いわゆる所得政策の導入へ大きく一步踏み出したことになると私は考えます。

所得政策でインフレを克服できないことは、今日のイギリスを見ましても、あるいは他の欧米諸国でも証明済みでござります。わが党は、政府。

昨今、法人の土地所有のすさまじさはある述べる必要はないと思います。自治省の固定資産台帳によれば、四十六年全法人が所有している土地は、すでに百二十七万ヘクタール、ほぼ田中首相の出身地である新潟県の面積に匹敵し、民有地の八・八%に及んでおります。この土地によるインフレ利得を吸収するために、大法人の所有地につき、固定資産評価額に基づき、その評価益の二〇%を臨時再評価税として課し、持ち切れない法人は手放させ、土地を庶民の手に取り戻すべきであります。また、所得政策導入は、いわうように提案するか、明確な方針を示されたいと思ひであります。また、所得政策導入は、いかなる形であれ、とらないと言い切れるか、お伺いをしたいと思います。

私はこう考えます。より大きな利益をあげた企業は、それだけ物価を引き上げ、国民に多大の犠

牲をもたらしたのですから、より多くの課税をする、その分離課税をやめ、合算課税にすべきであると最も合理的であり、現実的であり、微税上から可能であると確信をしております。

福田蔵相は、わが党の法人臨時付加税方式をどう受けとめられておるか、また、政府の一〇%付加税案、これを考えておるといわれますが、一体どれほど具体化をしているのか、自民党案の超過利潤方式に変わつたとするなら、それは何ゆえか、実際にそれで課税ができるのか、企業の課税回避行為にどう対処できるか、お伺いをしたいと思います。

次に、土地課税問題について二点お伺いをします。

昨今、法人の土地所有のすさまじさはある述べる必要はないと思います。自治省の固定資産台帳によれば、四十六年全法人が所有している土地は、すでに百二十七万ヘクタール、ほぼ田中首相の出身地である新潟県の面積に匹敵し、民有地の八・八%に及んでおります。この土地によるインフレ利得を吸収するために、大法人の所有地につき、固定資産評価額に基づき、その評価益の二〇%を臨時再評価税として課し、持ち切れない法人は手放させ、土地を庶民の手に取り戻すべきであります。また、所得政策導入は、いわうように提案するか、明確な方針を示されたいと思ひであります。また、所得政策導入は、いかなる形であれ、とらないと言い切れるか、お伺いをしたいと思います。

私はこう考えます。より大きな利益をあげた企業は、それだけ物価を引き上げ、国民に多大の犠

牲をもたらしたのですから、より多くの課税をする、その分離課税をやめ、合算課税にすべきであると考へます。立法しましたときには、なるべく個人が土地を手放しやすいようにと考えてのことあります。立法しましたが、現実には税金分は買主のほうに転嫁をされ、土地成金を生んだだけでした。この分離課税は、国債発行の固定化、地方財政軽視とともに、福田財政の三悪の一つであるといわれております。分離課税をやめ、合算課税にし、公正と連帶を絶えず口にされる大蔵大臣は、不明を天下にわびるべきであると思いますが、いかがでございましょうか。（拍手）

いままで私は、法人に対して課税を強化する方策を具体的に提案してまいりましたが、企業に税金をかけるといいますと、必ず経理操作によって利益を隠します。たとえば交際費や寄付金などのほか、各種引当金、準備金を可能な限り積み増し、税金の繰り延べをはかります。このようない操作をなくすために、貸倒引当金、價格変動準備金、退職給与引当金など、実際に取りくずす額の十倍以上も積まれてなお租税特別措置法で認められていっているといふようなものについては、この際、大幅に圧縮していく必要がありますと思ひますが、いかがでございましょうか。

特に、海外投資等損失準備金について、早急に再検討する必要があります。かつて、四十八年の二月には外貨保有高百九十九億六千万ドルを誇り、外貨減らしに知恵をしほっていたのもつかの間、

政府の調整インフレ政策と企業の海外進出によつて、いまや百二十二億ドルになつております。この間、注意すべきことは、長期資本収支が大幅に赤字になつておることで、これは田中内閣になつてから特に日本企業の海外進出が激しいことを物語つております。四十七年だけで投資合計は四十四億八千万ドルに及び、四十六年の何と二・七倍の巨額にのぼつており、いまや日本企業はまさに奔流のような激しさで海外進出をしているのであります。しかし、この結果が、田中首相の東南アジア訪問にあらわれましたように、排日運動となり、アジアの平和に重大な問題を提起しているのであります。このような企業の海外進出を助けているのが海外投資等損失準備金制度であります。

## 官 報 (号)

すなわち、企業が利益金を海外に投資しますと、投資先が先進国なら投資額の一〇〇%、発展途上国なら五〇%、資源関係では一〇〇%の額を五年間準備金として積み立てができる制度であります。これによつて、三菱商事の百八十五億円を筆頭に、四十八年九月では、六太商社だけでも六百七十六億円が積み立てられております。今後原油価格の大幅引き上げで日本の国際収支に大きな不安があり、加えて、日本企業の海外進出が、その地域の資源と労力を奪取するだけで、反日行動を起さざせるようなかつこうになつてゐる現在、企業の海外進出は、量的にも質的にも規制していく必要があると思います。このような海外進出を促進する海外投資等損失準備金制度は、少なくも

半減すべきであると思ひますが、東南アジア訪問でじかに反日暴動に接してきました田中首相の考え方をお伺いしたいと思ひます。

水ぶくれ経済から水を抜くために、企業の使う膨大な交際費に對して課税を強化する必要があります。国税庁の調べでは、四十七年度の交際費は、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対し、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するため、法人税・租税特別措置法がなし得る役割に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると思われます。今後この献金額を四倍にする目標といふことがあります。国民は、たいへんなインフレで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の山がでてゐるようであります。政治資金規正法はざる法であることは申すまでもありませんが、

何ゆえ企業がこのよう湯水のことに自民党に献金できるのでしょうか。それは、現在の法人税法三十七条の寄付金控除のワクが大き過ぎることにあります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するため、法人税・租税特別措置法がなし得る役割に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると思われます。今後この献金額を四倍にする目標といふことがあります。国民は、たいへんなインフレで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の山がでてゐるようであります。政治資金規正法はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意はいか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するため、法人税・租税特別措置法がなし得る役割に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると思われます。今後この献金額を四倍にする目標といふことがあります。国民は、たいへんなインフレで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の山がでてゐるようであります。政治資金規正法はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意はいか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

スクローズアップされていますが、四十八年に

国民協会を通して集めた金が約百九十六億円、さらには、何と一兆三千二百五十五億円、悪名高い本年度の防衛費一兆九百億円をはかるにこえて、一日三十六億円余が、社用族によつてクラブやキャバレーで飲み食いされ、ゴルフ場で接待されているのであります。三井物産の交際費が二十億八千万円ですから、雨の日も風の日も毎日五百五十万円ずつ使われてゐる勘定になつております。このたびの改正案では、この交際費に対して、一社当たり四百万円プラス資本金の〇・一%をえた額の七五%に課税されると、若干強化はされました

が、これくらいではまだ使い得で、社用族天

國日本の名はほしいままであります。

以上、私は、現下の悪性インフレを克服するた

めに、法人税・租税特別措置法がなし得る役割

に各派閥への献金もおそらく數十億円に達すると

思われます。今後この献金額を四倍にする目標と

いうことがあります。国民は、たいへんなインフ

レで、賃金やさいふの中身が日減りして悪戦苦闘

をしているのに、ひとり自民党的台所だけは金の

山がでてゐるようであります。政治資金規正法

はざる法であることは申すまでもありませんが、

この寄付金控除のワクを挿め、えりを正す決意

があるかどうか、現下の経済情勢を踏まえ、総理

みずからが献金の辞退を天下に声明する決意は

いか、田中首相にお伺いをしたいと思ひます。

がばく大である三月期決算から断行すべきである

と考えますが、政府の決断はいかがでござりますか。(拍手)

最後に、政治献金についてお伺いをしたいと思ひます。

昨今政府・自民党との癒着問題がますます

回、法人税率を四〇%に引き上げることいたしましたが、この結果、地方税込みの実効税率はほぼ五〇%に達し、主要諸外国の水準ともバランスのとれたものとなるわけでございます。法人の税負担のあるべき水準としては妥当なものだと考えております。

第二は、超過利得税課税に対する政府の方針についての御発言でございますが、この問題につきましては、このほど野党各党の案が発表をせられておることは承知いたしております。政府与党たる自民党の案も、近く本ぎまわりになると思うわけでございます。各党案の間にはなかなかの相違がござりますが、今後与野党間で精力的に意見調整が行なわれることを切に期待いたしておるわけであります。

所得政策について申し上げますが、政府は、現下のきわめて深刻な価値情勢に対処するため、総需要抑制策の厳格な実施、国民生活安定緊急措置法の弾力的運用など、最大限の政策努力を傾けておるところであります。

いわゆる所得政策につきましては、わが国においては、その実施について国民的コンセンサスが必要しも形成されておりませんので、慎重に考えるべきものと存じております。しかしながら、今後、経済の実勢を無視した高率の賃金上昇が続くならば、物価上昇や失業の増大などを招くおそれも強いのであります。したがいまして、労使双方におきましても、いたずらな便乗値上げや賃金の

過度の引き上げは、国民生活を脅かし、経済社会の基盤を危うくすることであることを十分認識して、節度ある行動をとられるよう望むものであります。

次は、法人の所有する土地についての臨時再評価の御提案でございますが、法人の現に所有するあらゆる土地について強制的に再評価をさせ、その評価益に課税をするということになると、最近において投機目的のために取得をした土地には税負担が相対的に低く、古くから保有し、本来の事業の用に供しておる土地ほど税負担が重くなる等、種々困難な問題が起こるわけでございまして、現在、御提案のような政策をとることは考えておりません。

次は、寄付金に対する課税強化のため、損金算入額を圧縮せよとの御提言でございますが、間々申しておりますとおり、法人の支出をする一般の寄付金につきましての損金算入限度は、法人が事業を普んでいく上には、ある程度の寄付を行なうことも必要であるとの見地に立つて認められておるものであり、これを引き下げるとは考えておりません。

政治資金の明確化につきましては、本会議でも申し述べておりますとおり、選挙制度その他と関連がございますので、一括検討しておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣(福田赳氏君) 法人税率を四二%まで

引き上げよということにつきましては、總理からいまお答えがありましたので、省略いたします。

配当軽課制を廃止すべしという御議論でござい

ますが、こういう意見を出す人が多数おること

は、私も承知しております。ただ、この制度は三十六年に導入されたということであります。そ

の際に、支払い段階の輕課、受け取り段階の重課

といふものが両々相見合つての制度であるとい

う趣旨から見ましても、いま、受け取り配当の益金不算入制度や、あるいは配当控除制度、そういう

法のほんとうの根幹になる諸制度と密接不可

分の関係にあるわけであります。

御意見のような配当軽課制度を廃止するとい

うことは、これは法人税制全体の見直しということ

になるわけであります。そういうことであります

ので、これは今後私どもも税制調査会に依頼いたしまして専門的な研究をいたしたい、かように考

えております。

法人会員の受け取り配当は全額益金に算入すべし、かような御所見でございますが、これも同様

の問題であります。そういう御意見をすいぶん私は承知しております。しかし、法人の受け取り配

当の益金不算入をやめまして、益金算入とすると

いうようなことになれば、同一の配当原資に二重、三重に課税するというようなことにもなり、

これもまた、配当軽課問題と同様に、税制調査会に専門的な研究を依頼したい、かような考え方でござります。

ただいま佐藤議員から、社会党提案の法人臨時付加税法案についてお話をありました。私もこ

れは承知いたしております。この社会党提案には二つの内容がある。つまり、法人税に累進体系の導入という問題、また、超過利潤に対しまして付

加税方式をとる、こうしたことござります。累

進税の適当でないことはしばしば申し上げておる

のでありますので、ここで申し上げませんが、付

加税制方式につきましては、私は、国民感情を端的に表現しておらぬ、こういううちみがあるとい

うふうには思いますが、ただいま御指摘のよ

信がつきません。そこで各党にも御依頼を申し上げまして、知恵を拝借するということにいたしておるわけでございます。

また、佐藤議員は、私が前回大蔵大臣をしてお

りましたときに創設いたしました土地税制につきましての御批判でありましたが、この制度は、負担の公正という見地から見ますと、確かに、お話しのとおり、問題のある考え方でございます。しかし、土地を所有している人がそれを放出しやすく

する、また、小口売りを防止するというような見地から見ますと、私は、この制度はかなりの効果をあげてきました。こういうふうに考えておるのであります。が、本年度の、つまり四十九年度税制の改正にあたりましても、税制調査会のほうで慎重にこれを審議してくれたのです。しかし、結論といつしましては明快な結論であります。これは負担の公正に欠くるところがあるけれども、この際これを廃止すべき理由はない、かようなことであります。いずれにいたしましても、これは五十年度までの制度であります。したがいまして、いまからよく検討いたしまして、五十年の期限の終了後の土地税制をどうするか、これは次の通常国会においておいて御審議をわざらわしたい、かように考えております。

各種の準備金、引当金は低くすべきではないかというお話をござります。また、価格変動準備金も廃止すべし、こういうような御所見でございますが、この各種の準備金、引当金は、将来の特定

の損失または支出に対しても認められておるものであります。創設当時の目的が達成されればこれはもう廃止するのは当然である。また、積み立て率が過大であるというような現象ができると、いうようなことがありますれば、これを修正する、これは当然であります。そのような努力をいたしてまいります。また、価格変動準備金につきましては、これは今日の物価情勢に対しまして見直しを行なう、そういうふうに考えておる次第でございます。

また、海外投資損失準備金を縮小せよというよ

うなお話でございますが、この問題も、御指摘のように国際收支のさま変わりになつた今日の状態におきましては、当然、御所見のような考え方があつたしましては明快な結論であります。これは負担の公正に欠くるところがあるけれども、この際これを廃止すべき理由はない、かようなことであります。いずれにいたしましても、これは五十年度までの制度であります。したがいまして、いまからよく検討いたしまして、五十年の期限の終了後の土地税制をどうするか、これは次の通常国会においておいて御審議をわざらわしたい、かように考えております。

今日は、大企業が異常なインフレと物価高をつくり出し、石油危機を悪用して、売り惜しみ、買い占め、便乗値上げによつて膨大な超過利得を得てあります。いままや具体的な事実によつて国民の前に明らかとなり、強い憤慨を巻き起こしているのであります。

かかるに、自民党・田中内閣は、この大企業の横暴を押えて、国民の生活を守る手だてをとらないばかりか、かえつて大企業に多額の特別償却や貸倒引当金をはじめ、さまざまな特權的減免措置により、これを助けており、国民の怒りと批判は田中内閣に集中しているのであります。

このようないままであることは、膨大な超過利得を得ている大企業を規制し、投機と過度の設備投資に回るおそれのある超過利得を、臨時措置法など適切な緊急立法によって吐き出させること、物価の真的安定をなすことをともに、税制面では、課税最低限の存在であり、寄付行為等もあるわけであります。いか、さように考へておるのであります。

また、政治資金等の寄付金の課税を強化せよと

の御所見でございます。まあ寄付金につきましては、いま佐藤議員が触れられましたような制度になつておるわけですが、これは、法人も社会的な存在であり、寄付行為等もあるわけでありますので、これをただいま制度改正をする考え方を持っておりません。(拍手)

いか、さように考へておるのであります。

また、政治資金等の寄付金の課税を強化せよと表して、ただいま議題となりました租税三法の各改正案につき、総理並びに各関係閣僚に質問いたします。

○副議長(秋田大助君) 平田藤吉君。  
〔平田藤吉君登壇〕  
○平田藤吉君 私は、日本共産党・革新共同代表として、ただいま議題となりました租税三法の各改正案につき、総理並びに各関係閣僚に質問いたします。

かかるに、田中内閣と自民党は、恥知らずな企業の悪徳商法を野放しにして、ぼろもうけをしている大企業を弁護し続け、他方では、便乗値上げによる膨大な超過利得の中から、従来の二倍から五倍をこえる政治献金を得ようとさえしておられます。

かかるに、田中内閣と自民党は、恥知らずな企業の悪徳商法を野放しにして、ぼろもうけをしている大企業を弁護し続け、他方では、便乗値上げによる膨大な超過利得の中から、従来の二倍から五倍をこえる政治献金を得ようとさえしておられます。

田中總理は、本会議や予算委員会において、再三にわたり、国民のためにこそある政治は、いまこそ、過去の行きがかりにこだわることなく、反省すべきは率直に反省し、改めるべきは謙虚に改めるなど、思い切った発想の転換と、強力な対策を推進してまいります、などと言つてきました。

もしこの発言が偽りでないのなら、このようないままであることは、膨大な超過利得を得ている大企業べつたりの政治姿勢を直ちに根本的に改めて、大企業の横暴を抑えるため、超過利得の吸収や大企業本位の特權的減免税の改廃、並びに所得税における人的控除の大幅引き上げをはじめ、真の大衆減税など、具体的な策を直ちに実行することを国民の前に明らかにすべきであると考

えるのであります。(拍手)

そこで、私は、まず第一に、國民が強く要求している大企業に対する課税の強化について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

大企業が悪徳商法によりばく大な超過利得を得てゐることは、田中総理みずからも認めていふところであります。石油、石油化学製品をはじめ洗剤など、基幹産業から生活関連産業に至るまで、

大企業が、石油危機を口実にした便乗値上げによつて、隠しても隠しきれないほどの荒かせぎをしてゐることは、すでに発表された三菱油化など

の十二月決算や、新日本製鉄などの三月決算見通しによつても明白なところであります。この不当な超過利得に重い税金をかけてこれを吐き出させることは、國民の圧倒的な世論であります。それでもなお政府は、技術的に困難であるなどといります。

わが党は、すでに二月十一日、大企業の租税回避行為をきびしく禁止するなど、真に実効のある独自の案を発表し、院内各党にその検討を要請してゐるのであります。もし政府が真剣に大企業の超過利得の吸収を考えるならば、わが党が主張するように、資本金十億円以上が法人所得五億円以上の大企業で、昭和四十六、四十七年の各半期の所得を基準にして三割をこえる所得に対して、租税回避行為を禁止して、一〇%から三〇%の累

進課税をすべきであります。

その後発表された、また、いまうわざされてゐる自民党案は、大企業の利益隠しを放任し、中小企業にきびしく、大企業ほど有利となるもので、文字どおりざる法といわねばなりません。

また、大企業は、昭和四十五年以降四十八年までの四年間に、土地や有価証券を買い占め、日本銀行の調査によつても、資本金十億円以上の大企

業は、八兆円をこえる土地と有価証券資金をふやしてゐるのであります。これが今日のインフレと投機の元凶であり、過剰流動性の実態であること

は明白であります。

大企業のほうは野放しにしている政府のいう総需要抑制政策では、今日の異常なインフレを押さえることはできず、しかも地方自治財政や中小企業は極度の金融逼迫によつて危機に直面しております。この実態を見るとき、大企業の保有資産に対し、本年一年に限り一〇%の臨時資産税を課するのは当然であります。これによつて、悪の根源である大企業の過剰流動性を吸収し、その資金を金融引き締めに苦しむ地方自治体や中小企業に回すことこそ、真に國民の要望にこたえる道であります。(拍手)

総理並びに大蔵大臣は、このような國民の期待と要求に真にこたえるべきであると思うが、どうか、明確な答弁を求めるものであります。

さらに、今日の大企業の膨大な利益と横暴を生み出したおもな原因は、世界にもまれに見る低い法人比例税率と各種積立金、準備金、特別償却などのいわゆる租税特別諸措置であります。

政府は、今回、中小企業を除く法人税の税率と配当課税率のわずかな引き上げをしましたが、大企業は、すでに述べたように、異常な超過利得と内部留保の積み増しを重ねており、政府の措置は、法人課税の強化などとはとうてい言えないものであります。

いまこそ、わが党が年来主張してきたように、大企業に対する法人税率にも高度累進税率を適用し、当面、資本金十億円以上の大企業には税率を四三%まで引き上げるとともに、配当課税を受け取る配当の益金不算入の措置は撤廃すべきであります。(拍手)また、大企業の膨大な額にのぼつて

いる交際費、寄付金、広告費に対する課税を強化すること、利潤を公然と費用化して企業内部に留保し、大企業を大いに肥え太らせている各種準備金、引当金、特別償却などの大企業向けの租税特別措置を直ちにやめることは、投機資金を吸収し、今日の異常な物価の暴騰を押えるきわめて有効な対策であります。(拍手)

総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。

第二に、私は、自動車関係税の引き上げについて質問いたします。

言うまでもなく、自動車重量税、揮発油税など

自動車関係税は、第七次道路整備五ヵ年計画を要する十九兆八千億円の主要な財源となるものであります。そして、この道路整備五ヵ年計画は、新全総・経済社会基本計画など、自民党政府の超高度成長政策を推進するものであります。このような

産業基盤整備に名をかりた超高度経済成長政策こそ、今日の悪質なインフレと物不足による経済危機によって國民を塗炭の苦しみにおとしいれた元凶であり、全国に自動車幹線道路を張りめぐらし、土地投機とモータリゼーションを促進して、自動車事故と光化学スモッグなどの公害を生み出した真犯人ではありませんか。しかも、自動車関係税の引き上げは、事業のために自動車を使用しなくては営業のできない中小零細企業に大きな負担となるのであります。

政府がこれまでの高度経済成長政策の誤りを認めのならば、この第七次道路整備五ヵ年計画をいまこそ再検討すべきであつて、これを促進するための財源確保をはかる必要は全くないといわなければなりません。(拍手)

私は、第七次道路整備五ヵ年計画を再検討し、産業基盤優先ではなくて、国民生活優先の道路整備に必要な範囲にその事業規模と内容を縮小し、自動車関係税の引き上げは撤回すべきであると考へるが、総理、大蔵並びに建設各大臣はどう考へているか、明確な答弁をお願いいたします。

(拍手)

第三に、私は、働く國民のための減税のあり方

について、政府の所信をただしたいと考えます。今日の異常なインフレのもとで、便乗値上げによる超過利得、土地や株をはじめとする商品投機によって大企業や大資産家は巨額の富を得る一方で、勤勉な国民はかつてない生活の危機に直面しています。このような時期にこそ、わが党が主張しているように、国民には大幅減税を実行し、大企業には正しく課税して国民のために使うという立場に立たなければならないのです。

ところが、政府の今回の減税案は、人的控除を若干引き上げただけで、あとは経費の概算控除である給与所得控除を無制限にふくらませ、しかも給与所得控除の上限を取り払い、税率も年収三千万円までの高額所得者により有利な、文字どおりの重役減税になつてゐるのです。

ところが、勤労者のほうは、現在年収百五十万円の人人が春闌で三〇%の賃上げが行なわれて百九十五万円となつたとしても、所得税は千五百二十万円の減税にすぎず、しかも地方税は減税幅が小さいため、逆に四千八百九十八円以上の増税となるのであります。独身者の場合も、現在収入七十万円の人が三〇%収入があふると、逆に一ヵ月二百五十四円の増税になるのです。これをどうして画期的な減税の実施などといえるのでありますか。いま、働く国民にとって必要なことは、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除の大幅引き上げを中心、夫婦と子供二人の四人家族で年収二百万円まで課税最低限を引き上

げ、農民、中小企業者など、働く国民にとって真の大衆減税を実現するとともに、住民税も均等割をなくし、所得税減税に見合つて大幅に課税最低限を引き上げることであります。また、今日のインフレのもとで経営に苦しむ中小企業法人についても、現行法人税率を五%引き下げるべきであります。

さらに、以上のような来年度の減税施策とあわせて、本年度の年度内減税を実行すべきであります。大蔵省が昨年七月に発表した昭和四十七年度一般会計剩余金調べによつても、税収は当初見込み額を六千四百億円以上も超過していたことは明らかであつて、これは当然年度内減税によつて国民に返還すべきであります。政府は、わが党はじめ野党四党が共同提案しているように、一律三万円の戻し税を実施すべきであります。

総理、大蔵大臣並びに自治大臣の明確な答弁を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

【内閣総理大臣田中角栄君登壇】

○内閣総理大臣(田中角栄君) 平田藤吉君にお答えいたします。

まず第一は、超過利得税法案についてでござりますが、この問題につきましては、このほど野党各党の案が発表せられておることは、先ほど申し上げたとおりでございます。自民党的案も近く本議院を見ますと、イギリスは七十九万二千円、西ドイツは八十七万六千円、フランスは百二十六万二千円、最も高いアメリカでも百二十九万円となります。

さて第二は、超利得税法案についてでござりますが、この問題につきましては、このほど野党各党の案が発表せられておることは、先ほど申し上げたとおりでございます。自民党的案も近く本議院を見ますと、本邦の税制は、現在の経済情勢のもとににおいておりますので、御参考まで、念のため申し添えておきたいと存じます。

次は、年度内に所得税減税を実施せよという意味におきまして、これから税制調査会で専門的に御検討をわざらわしたい、かように考えております。

また、第三には、大企業の法人税に累進税率を取り入れるというお話でござります。これも先ほどお答え申し上げたとおりでございますが、法人は、個人と違いまして、その規模が千差万別であります。これに一律の税率を適用するという以外に、公平な課税方式というものは考えられませ

どうすればよいかについて、午野党間で精力的に意見調整が行なわれる期待いたしております。

次は、所得税につきましては、標準世帯で年収二百万円まで課税最低限を引き上げよということです。大蔵省が来年度の所得税減税におきましては、特に給与所得者の負担軽減を中心に行なうことといたしております。その結果、夫婦二人の給与所得者の課税最低限は、現行百十五万円から百七十万円と、大幅に引き上げられることになります。このようないき上げは、從来の課税最低限引き上げのテンポと比べても、まさに画期的な引き上げであると確信をいたしておるのでございます。

なお、住民税の課税最低限につきましては、標準世帯で八十六万円から百一十万円に引き上げることになつておることは御承知のとおりでございます。

○国務大臣(福田赳氏君登壇)

まず、法人税につきまして、いろいろ御所見をいたします。

〔国務大臣福田赳氏君登壇〕

○國務大臣(福田赳氏君登壇)

まず、法人税につきまして、いろいろ御所見をいたします。

〔国務大臣福田赳氏君登壇〕

第一は、法人税率を四三%に引き上げる、こういふお話をございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、実効税率において五〇%ということをねらいといたしまして、今回、法人税率を四〇%に引き上げることにいたしております。

また、配当課税制を撤廃すべしというお話をございますが、これは先ほど佐藤議員にもお答え申し上げましたが、法人税の根幹に関する問題でありますので、いまここで撤廃することはできません。しかし、これは法人税の体系のあり方という意味におきまして、これから税制調査会で専門的に御検討をわざらわしたい、かように考えております。

また、第三には、大企業の法人税に累進税率を取り入れるというお話でござります。これも先ほどお答え申し上げたとおりでございますが、法人は、個人と違いまして、その規模が千差万別であります。これに一律の税率を適用するという以外に、公平な課税方式というものは考えられませ

ん。

残余の問題につきましては、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

ん。

それから、大企業優遇の特別措置をやめる、こういうお話をございますが、この特別措置は、大企業でありますとか、中小企業でありますとか、そういう区別はないのです。ひとしくこれは適用される。ただ、これは特殊の政策目的があります

て創設したものでありますけれども、その目的を終わったというようなものにつきましては、遂にこれを廃止するなどの整理をいたしておる次第でございます。

また、大企業の保有資産に対しまして臨時資産税を創設すべしというお話をございますが、これは非常に簡単なお話で、いかなる資産にどういう課税をするのか明らかでございませんから、的確なお答えはいたしませんが、しかし、一律に資産に課税をするということはまたかえって不公平を招く面も大きいということは、御了承おき願いたいのであります。

次に、自動車重量税等の自動車関係の増税は、道路計画の財源となつておるが、この税制改正を取りやめ、また、道路整備五カ年計画を再検討せよ、こういふお話をございますが、今回、自動車重量税等自動車関係で税率の引き上げを行ないましたのは、もとよりこれは道路財源でありますけれども、しかし、同時に、資材の節約、消費抑制、こういふ趣旨もあるのであります。二年間の暫定措置としておるのであります。その二年間の暫定期限が終わったあとにおきまして、一

体、道路計画をどうするか、また、この税をどうするかという点につきましては、とにかく非常に経済の変動の際でありますので、それらの成り行きがどういうふうになつていくかということを見た上、きめていくべき問題である、かように考えております。

また、中小企業に対する法人税率を引き下げるというような所論でございますが、私ども、中企業につきましては、税制上特別の配慮をしなければならぬ、こういうことにつきましては、さ

くいうふうに考えておりますが、特に今回の税制改正においては、一般的法人につきまして税率の引き上げを行ないますけれども、特に中小企業に

つきましては、その税率を据え置く、また、その適用範囲につきましては、三百万円を六百万円まで引き上げる、平年度におきましては七百万円までにするという配慮をいたしておるわけであります。

四十八年度で自然増収が六千四百億円ある、年度内減税をせよといふお話をございますが、昭和四十八年度におきましては一兆五千億円の自然増収があるのであります。そのうち、所得税が五千五百五十億円でござりますが、これは先般の補正予算におきまして補正歳出の財源とし、残りは公債の発行額の減少に充當した、かように御了承願います。(拍手)

〔國務大臣町村金五君登壇〕

○國務大臣(町村金五君) 住民税の均等割を廃止

すべきであるとの御提案であります、住民税

は、地域社会の費用を住民が広く分担するという性格のものでありますので、これを廃止するということは適当ではなく、今後ともこの均等割の制度は維持すべきものであると考えております。

住民税の課税最低限につきましては、住民負担の軽減をはかるために、その引き上げをはかること

が必要であると考えており、明年度におきまして

も、標準世帯の最低限を百一円に引き上げることにいたしております。今後とも引き続きその引

き上げを検討し、住民負担の軽減をはかります。

ようにつとめてまいりたいと考えております。

(拍手)

〔國務大臣亀岡高夫君登壇〕

○國務大臣(亀岡高夫君) 第七次道路整備五カ年

計画は、国民生活の向上と国土の均衡ある発展を

はかることによって、豊かな人間生活環境の実現を目指して、昨年の六月に閣議決定を見たもので

ございます。

すなわち、国土構造の骨格を形成する高速自動車国道から、日常生活の基盤としての市町村道に至るまでの道路網を、環境保全に配慮しながら計画的に整備することによって、国土の普遍的な利用、生活環境の改善、交通混雑の緩和をはかるこ

と等を目標として計画されたものであります

し、また、北海道、東北、北陸、九州、四国等を

私、回つてみますと、その地帯の住民の諸君か

ら感烈なる道路整備に対する要望のある現在、道

路計画の縮小は考へてはおりません。むしろ積極

的に生活関連道路の整備に力を尽くしてまいりたいことで昭和四十九年度の予算編成もいたしておることを申し添えます。

終わります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 田中昭二君。

〔田中昭二君登壇〕

○田中昭二君 私は、公明党を代表しまして、た

だいま提案になつております所得税法、法人税法、租税特別措置法のいわゆる税三法の一部改正案に対し、若干の質問をいたすものでございま

す。(拍手)

まず、税三法の質問に入る前に、私は、大企業の超過利得に対する課税について伺つておきたい

のであります。

現在の異常ともいえる諸物価の高騰は、政府・

第一主義路線によるものであり、その直接の原因

が、大企業の石油危機の誇大宣伝と、それに便乗

した先取り値上げ、さらに買占め、充り惜し

み、出荷操作によつてより一そうの拍車がかけられ

てきた事実は、だれもが認めるところでござい

ます。

生活必需品の物不足現象にしましても、わが党

の洗剤総点検等によつて明らかになりましたよう

に、価格のつり上げをねらつた業界の操作によ

る、つくられた物不足等でござります。国民の苦

情をよそに、国民生活を犠牲にしてまで企業利潤を追求するこのよき行動は、断じて許すことはできません。（拍手）

そういう意味で、このつくられた便乗先取り値上げによつてもたらされた超過利得を吸収する税の創設は、当面、国民の緊急要請ともいうべきものでございます。社会正義、経済公正を貫くためにも、何とか実現しなければならないのであります。かかるに、政府はこの法案作成への熱意がありまことに希薄であることは、きわめて遺憾であります。（拍手）ここで、国民生活無視の企業行動並びにその超過利得に対する政府の対策を伺いたい。

## 官報号外

さるに、大法人の中には、ばく大なる利益をあげながら、現行租税特別措置を利用して利益隠匿の動きがあることは、言語道断ともいふべきなりましょ。それでなくとも、特別償却、引当金、準備金などによって利益を過小に計上する行為が横行している現状からいつても、何らかの措置をはかるべきであると思うのであります。が、租税回避行為を未然に防止するための措置を考えておられるのかどうか、政府の御決意を伺いたい。

さて、現行税制が、有資産者や大法人の利益を確保し、資本の蓄積をはかることに重点が置かれている反面、サラリーマン、中小企業者などの勤労所得から税収を多く得ようとするなど、税負担公平の原則を大きく踏みにじる課税構造になつてゐることは、国民の周知のことであります。しか

も、毎年所得税減税が行なわれているとはいもとの、その規模はきわめて小さく、相次ぐ異常ともいえる物価高騰によつて相殺されてしまい、国民の重税感はいよいよ深刻になつてゐるのであります。

そういう意味で、昭和四十九年度税制改正に要請される最大の課題が、国民の税負担を現実に軽減すると同時に、負担の公平を実現し、国民生활、福祉最優先の税制を確立することです。が、福祉型税制への転換をはかる上で、これら国民的要請にこたえる望ましい税体系のあり方にについてどうお考へなつか、お伺いしたい。（拍手）

次に、政府は、今回の所得税減税で二兆円もの大幅減税をしたと言つておりますが、来年度、年収二百四十万円の標準世帯のサラリーマンの場合、一万四千円余りの減税になるにすぎないのであります。しかも、来年度は、米価、国鉄運賃、医療費、バス等公共料金の引き上げが予定されております。政府主導のインフレ、高物価による減税額は三千九百九十一億円、差し引き、歳入予算額が四兆三千四百九十九億円としてありますが、現実は、納税者の収入増等によりまして、税収は、昭和四十八年十二月末で二兆八千七百三十三億円と、好成績であります。前年同期の割合から見て

みますと、年度末収入は約五兆円ぐらゐになるのであります。そうすると、年度末には当初予算より約七千六百億円の増収となるのであります。この増収分を減税に充てれば、大幅な所得税減税は、きわめて遺憾であります。

そこでお伺いしたいことは、この上に厚く下には、きわめて遺憾であります。

そこでお伺いしたいことは、この上に厚く下に薄い型の減税を改めて、真に国民生活、福祉最優先の税制に抜本的に改めるつもりはないかどうかと申します。かねてからの主張であります、夫婦子二人の四人

世帯で年間二百二十万円以上に課税最低限を引き上げるべきであると思うのであります。いかがであります。（拍手）さらに、わが党が

かねてからお伺いしたいことは、今回の自然増収見合の減税が過小ではないかということです。が、政府の税収に対する過小見積もりについてであります。つまり、政府は予算編成にあたり、歳出に見合う税収等を確保し、当年分の自然増収相当部分を減税に回すといつておるのであります

が、その減税が自然増収の調整にすぎないばかりか、自然増収自体の見積もりが過小なのであります。しかも、来年度は、米価、国鉄運賃、

すなわち、昭和四十八年分所得税では、現行法により四兆五千六百十億円の税収、改正による減税額は三千九百九十一億円、差し引き、歳入予算額が四兆三千四百九十九億円としてありますが、現実は、納税者の収入増等によりまして、税収は、昭和四十八年十二月末で二兆八千七百三十三億円と、好成績であります。前年同期の割合から見て

みますと、年度末収入は約五兆円ぐらゐになるのであります。そうすると、年度末には当初予算より約七千六百億円の増収となるのであります。

一方、中小法人、なかなか年所得三百万円以下の法人については、国際競争力も十分でなく

が可能となるのであります。（拍手）

このような事例は、ここ十数年続けれられております。この過去の実績から見ても、政府は、いまの見せかけ減税、数字のまやかしはやめて、直ちに国民の要望にこたえるべきであります。（拍手）

そこでお伺いしたいことは、今回の自然増収見合の減税が過小ではないかということです。が、政府は、高福祉社会実現のために、今日ほど、民間設備投資主導の成長から、生活環境資本や社会保障充実のための財政主導の経済へ転換を急がねばならないときはありません。

次に、法人税法の一部改正案であります。が、国経済は、高福祉社会実現のために、今日ほど、民間設備投資主導の成長から、生活環境資本や社会保障充実のための財政主導の経済へ転換を急がねばならないときはありません。

ところが、政府は、口では経済政策の転換を言ひながら、円切り上げのときと同様に、石油問題の発生で極度な不況の前言伝をし、法人税増徴についても中途はんぱな改正に終わってしまったのです。つまり、配当分に対しては、当初の三〇%から大幅に後退し、二八%にとどまつてしまつたのであります。すなわち、基本税率は四〇%にとどめられ、配当分に対する税率は、この際、わが党の主張するように、基本税率を四二%以上に引き上げ、配当分については優遇措置をやめるお考えはない

ばかりません。したがつて、この際、わが党の主張するように、基本税率を四二%以上に引き上げ、配当分についても優遇措置をやめるお考えはない

資源危機の影響をもろに受け、中小企業の倒産は深刻な社会問題を引き起こしかねない現状であります。また、わが国の法人企業の実態から見ると、大法人と中小法人に分けて、それぞれ利益が五〇%ずつであるのに、納税は大企業が約四〇%である反面、中小法人は六〇%以上を占めており、中小法人がよけいに納税させられているのであります。そういう意味で、わが国の法人税の一一段階税率は実態にそぐわない面が強く、この際、これを改め、実態に合った多段階税率による累進課税を採用し、中小法人税率を引き下げるべきであると思ふが、どうか。(拍手)

最後に、租税特別措置法の一部改正についてであります。

わが国経済の高度成長が、大企業保護の租税特別措置によつてはかられ、反面、企業と給与所得者、大企業と中小企業の間に大きな格差をもたらしたこと、周知のとおりであります。

わが党は、かねてより現行税制の不合理の根源

である租税特別措置の徹底的な洗い直しを主張し

てしまひましたが、今回それが一向に改められて

いないことは、非常に残念なりません。これは

政府の経済政策の転換がまやかしにすぎないこと

を実証するものと言えましょう。

大企業のみが将来の不確定経費の積み立てによ

る税の恩典を受けている価格変動準備金、あるいは株式売買損失準備金など、各種準備金制度は、

資源危機の影響をもろに受け、中小企業の倒産は深刻な社会問題を引き起こしかねない現状であります。また、わが国の法人企業の実態から見ると、大法人と中小法人に分けて、それぞれ利益が五〇%ずつであるのに、納税は大企業が約四〇%である反面、中小法人は六〇%以上を占めており、中小法人がよけいに納税させられているのであります。そういう意味で、わが国の法人税の一一段階税率は実態にそぐわない面が強く、この際、これを改め、実態に合った多段階税率による累進課税を採用し、中小法人税率を引き下げるべきであると思ふが、どうか。(拍手)

冒頭に申し述べましたように、利益隠匿の手段に悪用されているといわなければなりません。そこで、この積み立て率などを実態に合わせて引き下げるべきであると思うのであります。いかがでございましょうか。(拍手)

また、利子、配当の特例につきましても、昭和四十九年度税改正の政府案で、夫婦子二人の四人

世帯で課税最低限を比較してみると、勤労所得

者の場合は百五十万円に対し、配当所得者では三

百五十七万円で、その差は二百七万円も拡大した

のでござります。このように、額に汗して働く勤

労者に重税を課し、働かずして所得を得る配当所

得者に税の優遇措置を残すということは、さらに

不公平を助長することでありまして、絶対に許す

ことのできないことでござります。(拍手)

その他、批判の多い医師優遇の特例、そのほか産業優遇の特例についても、さらに延長あるいは手

つかずに見送られたことは、政府の税改正への姿勢を疑わざるを得ません。

最後に、会計検査院の指摘によりますと、昭和

四十七年分の税徵収不足が約十億円、推計で約二

十五億円もあります。反面、法律に違反しての税

の取り過ぎが三千五百円、推計で約九千万円も

あります。この事実、件数、金額とも年々増加の

一途をたどつておるのでござります。さらには、

大企業の脱税が横行し、その捕捉はきわめて困難

であり、たまたま摘発されるのは、その冰山の一

角にすぎないのであります。

人と中小法人に分けて、それぞれ利益が五〇%ずつであるのに、納税は大企業が約四〇%である反面、中小法人は六〇%以上を占めており、中小法人がよけいに納税させられているのであります。そういう意味で、わが国の法人税の一一段階税率は実態にそぐわない面が強く、この際、これを改め、実態に合った多段階税率による累進課税を採用し、中小法人税率を引き下げるべきであると思ふが、どうか。(拍手)

また、利子、配当の特例につきましても、昭和四十九年度税改正の政府案で、夫婦子二人の四人

世帯で課税最低限を比較してみると、勤労所得

者の場合は百五十万円に対し、配当所得者では三

百五十七万円で、その差は二百七万円も拡大した

のでござります。このように、額に汗して働く勤

労者に重税を課し、働かずして所得を得る配当所

得者に税の優遇措置を残すということは、さらに

不公平を助長することでありまして、絶対に許す

ことのできないことでござります。(拍手)

その他、批判の多い医師優遇の特例、そのほか産

業優遇の特例についても、さらに延長あるいは手

つかずに見送られたことは、政府の税改正への姿

勢を疑わざるを得ません。

最後に、会計検査院の指摘によりますと、昭和

四十七年分の税徵収不足が約十億円、推計で約二

十五億円もあります。反面、法律に違反しての税

の取り過ぎが三千五百円、推計で約九千万円も

あります。この事実、件数、金額とも年々増加の

一途をたどつておるのでござります。さらには、

大企業の脱税が横行し、その捕捉はきわめて困難

であり、たまたま摘発されるのは、その冰山の一

角にすぎないのであります。

○國務大臣(福田赳天君登壇) まず、望ましき税体系

はどういうことと考えるかというお話をございま

すが、いま、わが国の経済が毎年毎年こう伸びて

いく。そういうことに伴いまして、税制をほりつ

ておきますと、どうしても直接税偏重の税制と

いうことになつてくるのであります。これは間接

税の適当なくふうによりまして直接税の減税を

補つていかなければならぬ関係にある、かように

見ておるのであります。直接税の減税にあたりま

しては、物価との関係、この調整はぜひやらな

ればならぬ問題であります。同時に、何年かに一

回ぐらいは税率調整ということも考えなければな

らぬ、さように考えております。そうして直接

税、間接税、それがつり合いのとれた形であると

しては、物価と税体系として望ましき姿で

ある、かように考えておるのであります。

なお、所得税につきましていろいろの御所見が

あるわけですが、所得税をこの際抜本的に

改正せよ、こういう御所見であります。私は私

なりの立場において抜本的な改正を御提案いたし

ておるつもりでござります。

今回の税制改正におきましては、特に勤労者を

中心とした課税の軽減に重きを置きました。大幅

な最低限の引き上げと相なるような画期的な税制

改正案を御提案申し上げております。今日のわが

国の財政の状態から見まして、とにかく百七十万

円まで最低限を引き上げる、これは、わが国の經

済力、財政力からすればもう精一ぱいのことじや

ないかと思います。これをさらに一百二十万円ま

で引き上げろという御議論に対しましては、賛同

することができません。

なお、租税全体といたしまして見積もりが過小

じゃないかというお話をございますが、私どもはそうは考へておりません。昭和四十九年度経済見通しに即しまして的確に見積もつておるところの予算案でござります。

次に、法人税についてございますが、まず、税率を四二%とせよというお話をございますが、私どもは、四二%でなく四〇%といたしております。その結果、法人の実効負担率は五〇%、こういうことになりますので、まあ、諸外国の関係等も見まして、つり合いのとれた税制だ、かように考えるのあります。

なお、配当の軽課措置を廃止すべしというお話でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この制度を廃止することはできません。これは法人税体系の根幹に触れる問題になるのであります——まあ軽課論の御趣旨はわかるところでございます。そういうことも踏まえまして、今後、税制調査会において専門的な検討をお願いしたい、かように考えておる次第でございます。

中小法人の税率を引き下げよという御議論でございますが、中小法人につきましては、今回一般の法人につきましてはその税率を四〇%まで引き上げるのに対しまして、税率を据え置くことにいたしております。また、その適用範囲につきましても、今日の三百万円を四十九年度六百万円、五十年度七百万円、かような特別の配慮をいたしておるわけであります。

所得稅法及び災害被患者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に 三一八

出席國務大臣

各種の準備金等につきまして、これを洗い直せ

といふお話でございますが、これは私は田中さん

の御所見に同意見でございます。私は、これらの

制度は常に実情に即して見直しをしなければならぬというふうに考えておるのであります。今後も

この努力を続けてまいりたい、かように考えてお

るのであります。

最後に、利子、配当の特例を廃止せよとのお話でございますが、この利子、配当に対する特例措

置は、貯蓄の奨励あるいは個人株主の育成という特殊な見地から創設されたものであります。分離

課税を選択することを認めておりますが、税率

は、一五%の一般の原則じゃございません、特に

二五%といたしておるところに留意願いたいの

でございます。しかし、いざれにいたしましても、この制度は五十年度にはその期限が終わるわけであります。したがいまして、これから、その後に

おける措置をどうするかということは検討いたし

ます。まして、次の通常国会において御審議をお願い申

します。したがいまして、これから、その後に

あります。十八日議長において承認した吉川佐吉を

十九日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（意見書受領）

一、去る十九日、田中内閣総理大臣から前尾議長

にて、十八日議長において承認した吉川佐吉を

十九日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（意見書受領）

一、去る二十日、人事院総裁佐藤達夫君から、国

家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法等の改正に関する意見を受領し

た。

（要求書受領）

一、今二十二日、内閣から、日本放送協会経営委

員会委員伊藤義郎君、河原由郎君、田部長右衛門君、長谷慎一君、花村仁入郎君及び村井入郎

君を任命したいので、放送法第十六条第一項の

規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員）

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員）

午後三時十六分散会



## 案(第七十一回国会本院継続審査)

## (2) 債券を発行する金融機関

決した。

な改正を行おうとするものである。

## 割増金付貯蓄に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

- (3) 信託銀行  
(4) 生命保険会社等

右報告する。  
昭和四十九年二月十九日  
大蔵委員長 安倍晋太郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿  
〔別紙〕

(1) 現在一律の定額課税が行われている金銭等の受取書のうち、売上代金の受取書について、階級定額税率を採用することとしている。

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、経済の現状に即応する臨時の措置として、割増金付貯蓄の取扱いを認めることにより、貯蓄の増強に資することを目的とし、割増金の増強に資することを目的とするもので、主な内容は次のとおりである。

## 1 対象となる貯蓄の範囲

くじ引により割増金が付けられる貯蓄は、次に掲げるものとする。

- (1) 預金(貯金、定期積金及び替金を含む。)  
(2) 金融債

- (3) 合同運用指定金銭信託のうち、元本補てんの特約のあるもの

- (4) 生命保険等のうち、保険期間満了後に満期保険金を一時に支払う旨の特約のあるもの

## 2 取扱金融機関の範囲

割増金付貯蓄の取扱いを行うことができる金融機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 預金を入れる金融機関(連合会を含む。)

## 二 議案の可決理由

経済の現状にかんがみ、貯蓄手段の多様化を通じて貯蓄の増強を図ることは、適切妥当な措

置であると認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

## 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済取引の推移等にかかると申告、納付することができる課税文書の範囲を拡大し、新株買付契約書を加えること

こととしている。

- 2 印紙税納付計算器により納付印を押すことができる課税文書の範囲を拡大し、当該計算器の設置者以外の者が作成した課税文書でも、その設置者が受取るものについては、当該計算器による納付印の使用を認めることとしている。

(3) 施行期日

この法律は昭和四十九年四月一日から施行するが、準備期間を考慮して、同年五月一日以後作成される文書について適用することとしている。

なお、本案の施行に伴う昭和四十九年度における増収額は九〇〇億円と見込まれている。

二 議案の可決理由

本案は、印紙税負担について昭和四十二年度以後見直しが行われていないこと等にかえりみ、最近における経済取引の大型化等に即応するための措置として適当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
大蔵委員長 安倍晋太郎

昭和四十九年二月二十二日 衆議院会議録第十四号

明治二十三年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定期  
一部五十円  
(配送料共)  
發行所

大藏省印刷局  
電話 東京 五八二四四一(大蔵)  
東京都港区赤坂裏町二番地  
郵便番号一〇七

11111